

新	旧	備考
<p data-bbox="185 193 887 225">貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p data-bbox="539 272 978 339">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00071 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="94 387 978 496">貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00014。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="517 544 555 576">記</p> <p data-bbox="107 624 633 651">〔I〕 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p data-bbox="98 660 329 691">1. <u>基本的取扱事項</u></p> <p data-bbox="118 699 978 1158">① この規程の対象とする契約は、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>上</u>G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされた銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。）により一覽払いで決済される一の契約（以下「輸出契約等」という。）に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供等の対価（以下「代金等」という。）の支払に充てられる資金の貸付契約（以下「貸付契約」という。）のうち「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する2年未満案件に限るものとする。</p> <p data-bbox="118 1169 286 1200">②～③ （略）</p> <p data-bbox="118 1208 978 1433">④ 「別表 国別引受基準」に適合しない貸付契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により<u>独立行政法人日本貿易保険</u>（以下「日本貿易保険」という。）が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した貸付契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p data-bbox="168 1441 978 1473">なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満た</p>	<p data-bbox="1088 193 1789 225">貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p data-bbox="1442 272 1881 339">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00071 沿革 <u>平成27年11月2日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="999 387 1883 496">貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00014。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="1424 544 1462 576">記</p> <p data-bbox="1012 624 1538 651">〔I〕 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p data-bbox="1003 660 1234 691">1. <u>基本的取扱事項</u></p> <p data-bbox="1023 699 1883 1158">① この規程の対象とする契約は、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>の</u>G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされた銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。）により一覽払いで決済される一の契約（以下「輸出契約等」という。）に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供等の対価（以下「代金等」という。）の支払に充てられる資金の貸付契約（以下「貸付契約」という。）のうち「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する2年未満案件に限るものとする。</p> <p data-bbox="1023 1169 1191 1200">②～③ （略）</p> <p data-bbox="1023 1208 1883 1394">④ 「別表 国別引受基準」に適合しない貸付契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した貸付契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p data-bbox="1075 1441 1883 1473">なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満た</p>	

新	旧	備考
<p>す貸付契約に限るものとする。</p> <p>ただし、次のすべての条件を満たす案件にあつてはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p>イ <u>契約金額が1億円未満のもの</u></p> <p>ロ <u>償還国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの</u></p> <p>ハ <u>起算点（別紙1 2年未満案件の解釈等）2に規定するものをいう。以下同じ。）から最終償還日までの期間（以下「償還期間」という。）が1年以内のもの</u></p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 貸付契約の相手方が保険契約の申込時（保険契約の締結後に貸付金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更承認申請時。以下同じ。）において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされた銀行である場合に限り、保険契約を締結するものとする。</p> <p>⑦ 約款第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。<u>ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p>1～2 （略）</p> <p><b>2. 保険契約のてん補設定</b></p> <p>保険契約の締結は、<u>非常事由（約款第3条第1号から第9号までのてん補事由をいう。以下同じ。）をてん補することを原則とし、信用事由（約款第3条第10号及び第11号のてん補事由をいう。以下同じ。）をてん補する場合にあつては、非常事由に組み合わせて保険契約を締結するものとする。</u></p> <p><b>3. 貸付契約に係る取扱事項</b></p> <p>貸付契約の保険価額は、<u>貸付契約に定められた貿易代金貸付金債権等のすべてを対象とした貸付金等の額とし、非常事由に係る付保率を97.5%、信用事由に係る付保率を90%として保険金額を設定する。ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</u></p> <p><b>4. その他</b> （略）</p> <p>[II] <u>国別引受基準に基づく取扱事項</u></p>	<p>す貸付契約に限るものとする。</p> <p>ただし、次のすべての条件を満たす案件にあつてはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p>イ. <u>契約金額が1億円未満のもの</u></p> <p>ロ. <u>償還国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの</u></p> <p>ハ. <u>償還期間が1年以内のもの</u></p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の保険契約は、貸付契約の相手方が保険契約の申込時（保険契約の締結後に貸付金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更承認申請時。以下同じ。）において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされた銀行である場合に限り、保険契約を締結するものとする。</u></p> <p>⑦ 約款第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、<u>日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。</u></p> <p>1～2 （略）</p> <p><b>2. 保険契約のてん補設定</b></p> <p>保険契約の締結は、<u>非常危険（貸付後）を付保することを原則とし、信用危険（貸付後）を付保する場合にあつては、非常危険（貸付後）と合わせて保険契約を締結するものとする。</u></p> <p><b>3. 貸付契約に係る取扱事項</b></p> <p>① <u>貸付契約の保険価額は、貸付契約に定められた貿易代金貸付金債権等のすべてを対象とする。</u></p> <p>② <u>貸付金等の額を保険価額とし、非常危険に係る付保率は97.5%、信用危険に係る付保率は90%として保険金額を設定する。ただし、日本貿易保険が特に認める場合にはこの限りでない。</u></p> <p><b>4. その他</b> （略）</p> <p>[II] <u>貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の「別表 国別引受基準」に基</u></p>	

新	旧	備考
<p>保険契約の締結は、「別表 国別引受基準」に掲げる条件により行うものとし、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、「別表 国別引受基準」については、償還国（保証国がある場合には当該保証国。）の引受態度を適用する。</p> <p>ただし、イラク及び3に該当する国を償還国とする場合は、当該国の引受態度を適用する。</p> <p><b>1 条件付引受国</b></p> <p>条件付引受国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「○」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>とおり取り扱うものとする。</p> <p>① 『償還期間の上限』欄において記載のある国については、その期間を償還期間の上限として保険契約を締結するものとする。</p> <p>② 『契約金額の上限』欄において記載のある国については、その<u>契約金額</u>を貸付契約の金額の上限として保険契約を締結するものとする。</p> <p>③ （略）</p> <p><b>2 ~ 3 （略）</b></p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成27年11月16日</u>] この改正は、<u>平成27年11月30日</u>から実施する。</p>	<p><b>づく取扱事項</b></p> <p><u>貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の</u>保険契約の締結は、「別表 国別引受基準」に掲げる条件により行うものとし、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、「別表 国別引受基準」については、償還国（保証国がある場合には当該保証国）の引受態度を適用する。</p> <p>ただし、イラク及び<u>3.</u>に該当する国を償還国とする場合は、当該国の引受態度を適用する。</p> <p><b>1. 条件付引受国</b></p> <p>条件付引受国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「○」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 『償還期間』欄において記載のある国については、その期間を最長の償還期間として保険契約を締結するものとする。</p> <p>② 『案件枠』欄において記載のある国については、その<u>案件枠</u>を貸付契約の金額の上限として保険契約を締結するものとする。</p> <p>③ （略）</p> <p><b>2. ~ 3. （略）</b></p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成27年11月2日</u>] この改正は、<u>平成27年11月10日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p><b>1</b> (略)</p> <p><b>2</b> 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。</p> <p>①~③ (略)</p>	<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p><b>1.</b> (略)</p> <p><b>2.</b> 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。</p> <p>①~③ (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(備 考)</p> <p>1 <u>  </u> E/S : Each Shipment  2 <u>  </u> M/S : Middle Shipment  3 <u>  </u> LM/S : Last Major Shipment  4 <u>  </u> P/A : Provisional Acceptance  5 <u>  </u> C/O : Commissioning</p>	<p>(備 考)</p> <p>1. <u>  </u> E/S : Each Shipment  2. <u>  </u> M/S : Middle Shipment  3. <u>  </u> LM/S : Last Major Shipment  4. <u>  </u> P/A : Provisional Acceptance  5. <u>  </u> C/O : Commissioning</p>	
<p>[別紙2]</p> <p style="text-align: center;">償還国等の取扱い</p> <p>1 <u>  </u> 貸付契約の償還国は、以下によるものとする。  ① 貸付契約の相手方が所在する国  ② (略)</p> <p>2 貸付契約の保証国は、以下によるものとする。  保証銀行の所在する国(保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、<u>支店の所在する国</u>)</p>	<p>[別紙2]</p> <p style="text-align: center;">償還国等の取扱い</p> <p>1. <u>  </u> 貸付契約の償還国は、以下によるものとする。  ① 貸付契約の相手方が所在する<u>国</u>。  ② (略)</p> <p>2. <u>  </u> 貸付契約の保証国は、以下によるものとする。  保証銀行の所在する<u>国</u>。ただし、保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表 国別引受基準」の『<u>国カテゴリー</u>』欄の記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の<u>国</u>。</p>	
<p>[別紙3]</p> <p style="text-align: center;">原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト(原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。)の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業(当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。)を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が<u>15億円以上</u>のものに限る。</p>	<p>[別紙3]</p> <p style="text-align: center;">原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト(原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。)の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業(当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。)を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が<u>10億円超</u>のものに限る。</p>	

新								旧								備考
[別紙4] (略)								[別紙4] (略)								
[別表]								[別表]								
国別引受基準								国別引受基準								
国 コード	国名	態度	契約金額の 上限 (億円)	国 カテゴリー	償還期間の上限 (年)	L/C 条件	その他の 条件	国 コード	国名	態度	案件枠 (億円)	国 カテゴリー	償還期間 (年)	L/C 条件	その他の 条件	
	(略)								(略)							
<p>注1:以下の①から⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行するI L Cにより一覽払いで決済される輸出契約等に係る貸付契約について保険契約を締結する。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行するI L Cについては、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑪ (略)</p>								<p>注1:以下の①～⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行するI L Cにより一覽払いで決済される輸出契約等に係る貸付契約について保険契約を締結する。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行するI L Cについては、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑪ (略)</p>								
注2～注3 (略)								注2～注3 (略)								